

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和5年 6月 22日

埼玉県知事 殿



提出者

住 所 東京都葛飾区四つ木5-18-7

氏 名 株式会社 協和日成 東京東事業所

所長 高城 紀雄

電話番号 03-5670-1190

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和4年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

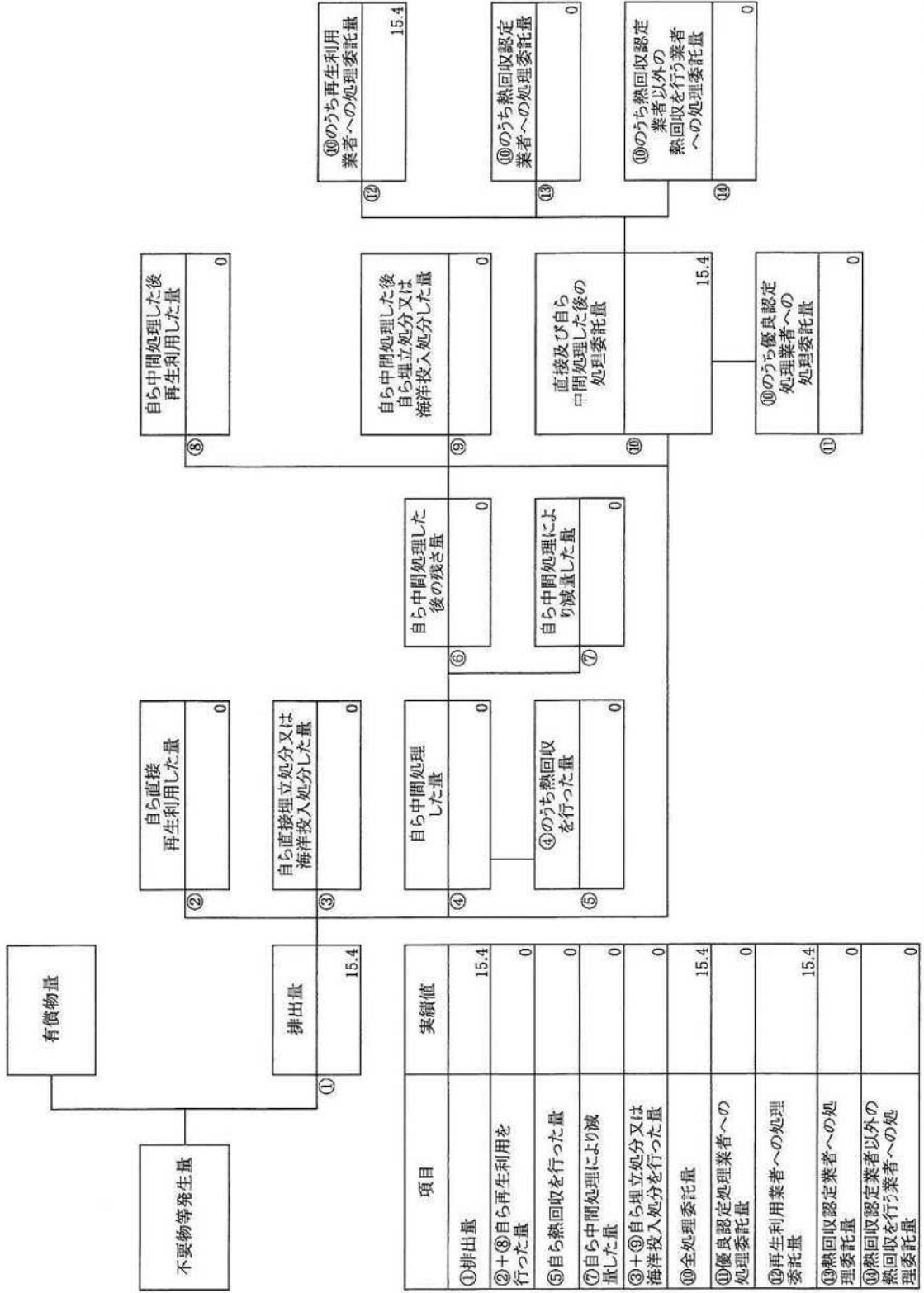
事業場の名称	株式会社 協和日成 東京東事業所
事業場の所在地	東京都葛飾区四つ木5-18-7(草加・八潮・三郷市内現場)
事業の種類	建設業 設備工事業
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排 出 量	3,460t	全 処 理 委 託 量	3,460t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	3,460t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
※事務処理欄			

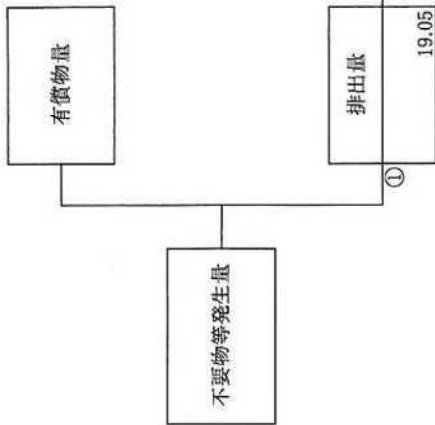
(日本産業規格 A列4番)

計画の実施状況  
(産業廃棄物の種類：建設汚泥(水銀関連除く))



(産業廃棄物の種類: コンクリート片)

計画の実施状況



項目	実績値
①排出量	19.05
②+③自ら再生利用を行った量	0
⑤自ら熱回収を行った量	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0
③+④自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩全処理委託量	19.05
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0
⑫再生利用者への処理委託量	19.05
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0

自ら直接再生利用した量	0
-------------	---

自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量	0
---------------------	---

自ら中間処理した量	0
-----------	---

④のうち熱回収を行った量	0
--------------	---

自ら中間処理した後の残さ量	0
---------------	---

自ら中間処理により減量した量	0
----------------	---

自ら中間処理した後の再生利用した量	0
-------------------	---

自ら中間処理した後は埋入処分又は海洋投入処分した量	0
---------------------------	---

直接及び自ら中間処理した後の処理委託量	19.05
---------------------	-------

⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量	0
---------------------	---

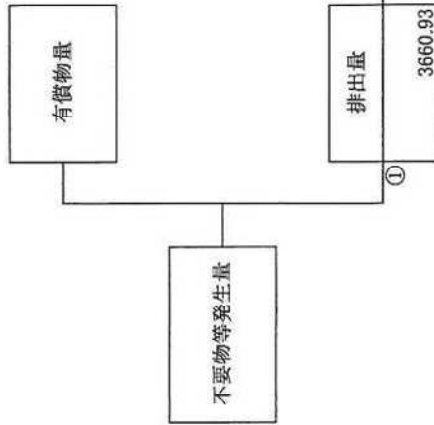
⑩のうち再生利用者への処理委託量	19.05
------------------	-------

⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量	0
--------------------	---

⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0
-------------------------------	---

(産業廃棄物の種類：廃アスファルト)

計画の実施状況



項目	実績値
①排出量	3660.93
②+③自ら再生利用を行った量	0
⑤自ら熱回収を行った量	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0
③+⑤自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩全処理委託量	3660.93
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0
⑫再生利用業者への処理委託量	3660.93
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭熱回収認定業者以外の業者への処理委託量	0

自ら中間処理した後の再生利用した量	0
-------------------	---

自ら中間処理した後の埋立処分又は海洋投入処分した量	0
---------------------------	---

直接及び自ら中間処理した後の処理委託量	3660.93
---------------------	---------

⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量	0
---------------------	---

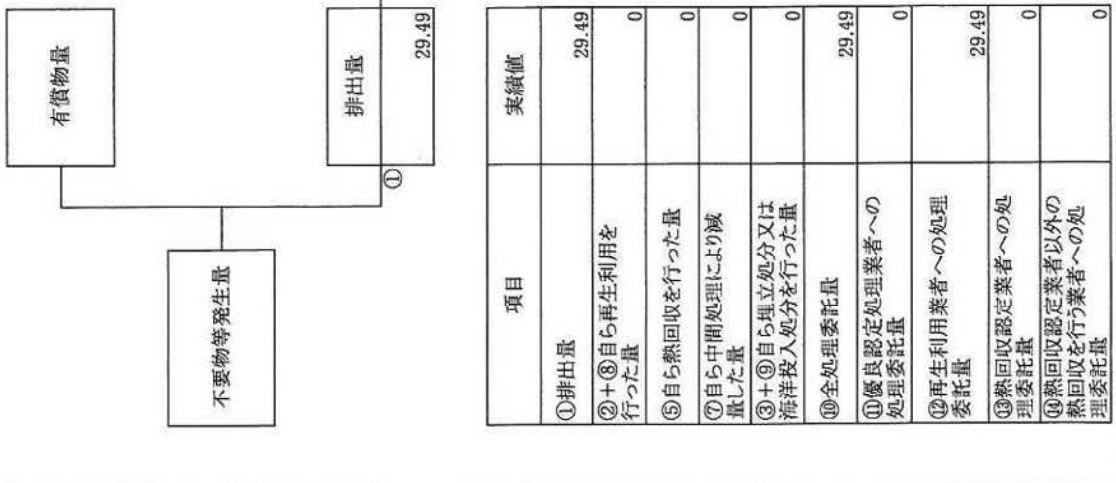
⑩のうち再生利用業者への処理委託量	3660.93
-------------------	---------

⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量	0
--------------------	---

⑩のうち熱回収認定業者以外の業者への処理委託量	0
-------------------------	---

(産業廃棄物の種類: レンガ破片など)

計画の実施状況



項目	実績値
①排出量	29.49
②+⑥自ら再生利用を行った量	0
⑤自ら熱回収を行った量	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0
③+⑩自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩全処理委託量	29.49
⑩優良認定処理業者への処理委託量	0
⑫再生利用業者への処理委託量	29.49
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄には、何も記入しないこと。



産業廃棄物処理計画実施状況報告書の〔第2面入力支援用シート〕

黒字下行の名簿総任重入力です。

名簿	計 画 の 実 施 状 況										処理方法及び自ら			
	①排出量 (t)	②自ら直接 再生利用した量 (t)	③自己直接埋立 処分又は海洋投 入処分した量(t)	④自ら中間処理した量 (t)	⑤④のうち 焼却を行った量 (t)	⑥自ら中間処理 した後の残量 (t)	⑦自ら中間処理 により減量した 量(t)	⑧自ら中間処理 した後再生利用 した量(t)	⑨自ら中間処理 した後立分又は海 洋投入処分した量 (t)	⑩自ら中間処理した 後自己埋立した後の 残量(t)	⑪焼却及び最終処分 を要した量	⑫焼却及び最終処分 を要した量	⑬焼却及び最終処分 を要した量	⑭焼却及び最終処分 を要した量
産業廃棄物の種類	当該事業場において 生じた産業廃棄物の 種類ごとの量	①の量のうち、中間 処理せず直接出 入再生利用した量	①の量のうち、中間処 理せず自己埋立処分 又は海洋投入処分した 量	①の量のうち、自ら中 間処理した産業廃棄物 の当該中間処理前の 量	②の量のうち焼 却を行った量	③から中間処理を 行った後の量	④の量から⑤の 量を差し引いた 量	⑥の量のうち、自 ら利用し、又は他 人に売却した量	⑥の量のうち、自ら埋 立処分及び海洋投入 処分した量	中間処理及び最終処分 を要した量	⑪の量のうち、埋立処分 又は海洋投入への委託料 を要した量	⑫の量のうち、埋立処分 又は海洋投入への委託料 を要した量	⑬の量のうち、焼却 処理を要した量	⑭の量のうち、焼却 処理を要した量
燃え殻	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
燃え殻 (水銀関連除く)														
燃え殻 (水銀含有ばいじん等)														
汚泥	15.4	0	0	0	0	0	0	0	0	15.4	0	15.4	0	
上水汚泥														
下水汚泥														
建設汚泥 (水銀関連除く)	15.4									15.4		15.4		
建設汚泥 (水銀含有ばいじん等)														
その他の汚泥 (水銀関連除く)														
その他の汚泥 (水銀含有ばいじん等)														
廃油	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
廃酸 (水銀関連除く)														
廃酸 (水銀含有ばいじん等)														
廃アルカリ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
廃アルカリ (水銀関連除く)														
廃アルカリ (水銀含有ばいじん等)														
廃プラスチック類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
ゴムくず	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
金属くず	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
金属くず (水銀関連除く)														
金属くず (水銀含有ばいじん等)														
ガラス陶磁器等くず	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
ガラス陶磁器等くず (水銀関連除く)														
ガラス陶磁器等くず (水銀含有ばいじん等)														
紙くず	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
紙くず (水銀関連除く)														
紙くず (水銀含有ばいじん等)														
がれき類	3709.47	0	0	0	0	0	0	0	0	3709.47	0	3709.47	0	
コンクリート片	19.05									19.05		19.05		
舗装アスファルト	3660.93									3660.93		3660.93		
レンガ破片など	29.49									29.49		29.49		
石粉含有産業廃棄物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
ばいじん														
ばいじん (水銀関連除く)														
ばいじん (水銀含有ばいじん等)														
紙くず														
木くず														
繊維くず														
動物性残渣														
動物系固形不燃物														
動物のふん尿														
動物の死体														
政令13号物(上記廃棄物 の処理物であってこれらに 該当しないもの)														
建設混合廃棄物														
蛍光灯管類														
廃電池類														
合計	3724.87	0	0	0	0	0	0	0	0	3724.87	0	3724.87	0	